平成２４年（フ）第１６０号
茨城県龍ケ崎市奈戸岡２―41富士見住宅721、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市２番地41721
債務者　沼本　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
群馬県桐生市堤町３丁目16番71号
債務者　松井　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５２号
群馬県桐生市堤町３丁目16番71号
債務者　松井美佐子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第２５９号
兵庫県西宮市六軒町２番２―104号、前住所兵庫県西宮市泉町１番55号
債務者　峯野　和子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県たつの市御津町釜屋402番地１、従前の住所兵庫県揖保郡太子町立岡440番地５
債務者　都倉　康平
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５４号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目660番地なるせビル401号
債務者　三好佐江子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第６１６号
北九州市門司区永黒１丁目４番３―204号
債務者　川原　末男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６１７号
北九州市門司区永黒１丁目４番３―204号
債務者　川原　清子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７５号
熊本県菊池郡大津町大字大津1632番地
債務者　中島　竜児
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９３号
熊本市南区八分字町2513番地
債務者　松村　正住
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５１４号
熊本市北区清水亀井町４番12号　平江荘103
債務者　竹原　恵美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
大分県速見郡日出町大字大神5495番地６
債務者　佐藤　庄三
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
宮崎県延岡市安井町1344番地２
債務者　草野　和子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字大浜1349番地132
債務者　下野　優樹
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第５７２号
千葉県流山市向小金３丁目144番地の３コートビレッジ201
債務者　須藤悠里子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８５号
千葉県野田市日の出町26番地の23
債務者　猪瀬　秀夫
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６００号
千葉県柏市しいの木台４丁目19番地９
債務者　武藤　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０１号
千葉県松戸市東平賀600番地の１　エソール吉田202号
債務者　大野　秀雄
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部